

巻頭言

「俺にもできるかな?!」 この気持ちを分かち合って

豊中市職員 西岡 正次

豊中市地域就労支援センターでは毎月4～5百人の相談者・支援者を相手にしている。うち2割程度が新規の相談者であり、また2割ほどが生活保護利用者等の長期離職者である。相談・支援にあたるコーディネーターの体制拡充もあって、月ベースの支援者数が昨年度までに比べ平均5倍程度になっている。支援を必要とする人たちに、これまで相談・支援が十分行き届いていなかったのではないかと、今更ではあるがそんな焦りを感じざるを得ない。

地域就労支援事業は、2000年の地方分権改革を契機に、大阪府独自の地域雇用政策として始まった。障害者や母子家庭の母親等、高齢者、若者、在住外国人など、働く意欲がありながら自力では労働市場への参加が難しく、何らかの支援を必要とする人々を就労困難者等として支援するもので、府内すべての市町村に地域就労支援センターがある。豊中市は2003年にセンターを開設し、2005年には無料職業紹介所を併設させ、相談・支援からさまざまな訓練メニューを展開し、ケースによっては職業紹介から就労継続や定着の支援まで行ってい

る。今年度から福祉部門と共同で生活保護受給者等の長期離職者の支援を始め、先のように支援者数が拡大している。

就労支援の現場でのもう一つの変化は、職業訓練の新しい試みである。「中間的就労事業」という支援メニューを拡充した。福祉部門では「意欲喚起事業」と呼んでいるが、長期の離職あるいはニート・ひきこもりの若者のように就業経験がないといったケースでは、一気に一般労働市場へ参加することはむずかしい。そこで公共施設等で職場実習体験、農業での就業体験、花や緑等の園芸の体験実習などを訓練メニューとして起こし、利用者にはボランティアあるいは有償ボランティアとして参加してもらおう。従来、ひきこもり経験等の困難を抱える若者に職場体験実習への参加を通じて、生活習慣の再構築や仕事への対応力の自己確認、グループ作業を通じたコミュニケーションへの適応などを図る試みを続けてきたが、今回その経験を福祉部門との連携で拡充した。「楽塾とよなか」といった交流サロンの定例開催、障害者支援の作業所で一緒に働くメニュー、企業での体験実

習など、メニューも増えている。「訓練のために利用してもらってもいい」と、企業から仕事が持ち込まれることもある。

「働くことは必ずしも雇用を意味するわけではない。賃金という名目にとらわれず、人間が従事する社会活動全般を視野に収めるならば、労働の含意は思いのほか広くなる」^(注)という指摘がある。一方、私たちは職業訓練というと公共職業訓練、職業訓練学校の利用、求職者支援制度による認定訓練といった公式のものしか思い浮かばない。今試みている就労支援の経験は、ふつうの職業訓練観に合わないだろう。産業構造の変化、長期不況、少子高齢化等の地域社会の変化など、雇用・労働市場の構造的な変化は、想像以上のスピードで進んでおり、うまく適応できない、いわゆる就労困難者等は想像以上に広がっており、新たな職業訓練も含めた支援策の見直しが問われている。

中間的就労事業を通じて、孤立し、将来をみることを避けてきた参加者が「俺にもできるかな?」、「何かできそうだ」、「(仕事が見つかって交流サロンに参加できなくなったと報告する仲間に[拍手とともに])俺も早く税金払えるようになりたいな」などと、自己肯定感、自己有用性を取り戻していく姿を見てみると、職業訓練の広さ、労働の意味を改めて考えさせられた。現場ではこれらメニューと並行して、貧困や家族の問題、健康管理など、個々の問題解決に向けた支援をコーディネートし、「自分

らしく生きる」ことをより確かなものにしていっている。

今年度は、「出口」まで距離のある人たちを対象にした内閣府モデル事業「パーソナル・サポート事業」にも取り組んでいる。「ひきこもり20年」という若者も参加した「ジョブ・キャンプ(短期共同生活支援メニュー)でも、自分たちの力を再確認し、働くこと、仲間とのグループ活動を通じて、さまざまな困難やしんどい経験を抱えたお互いを「承認」することによって、生活習慣の立て直しや次の訓練メニューに進んでいく姿を見ると、彼らのキャリア形成が一直線に進む訳ではないが、新しいスタートは確実に始まっている。

雇用創出基金を利用した事業でも、困難を抱えた若者の居場所づくりやサポーター養成も、地域に支えられ順調に進んでいる。シングルマザー8人で創業した子育てスペースを持った食堂事業も、「ソーシャル・ファーム」のモデルとしてスタートした。新しい職業訓練を切り拓くのは、こうした就職困難者等のニーズをくみ取り、事業化できる基礎自治体や協同組合、NPO等が相応しいのではないだろうか。労働力の需給調整・マッチングだけでなく、職業訓練政策においても、全国と地域という「2層の仕組み」の拡充を考えてはどうだろう。

注) 樋口明彦「日本における若者問題と社会的排除」223p福原宏幸編著「社会的排除／包摂と社会政策」所収)